

政府備蓄米の無償交付に係るQ&A(食事提供団体・食材提供団体・中間団体用)

令和6年3月29日現在

質問		回答
1 目的		
<p>「こども食堂」や「こども宅食」が、無償交付の対象になっている理由を教えてください。</p>		<p>1 令和2年に新型コロナウイルスの感染防止を背景に、休校を余儀なくされる学校がある中、こども食堂における食事の提供が学校給食の補完機能を果たすなど、あらためてその役割が再認識されました。</p> <p>2 このため、農林水産省は、政府備蓄米の無償交付制度において、これまでの学校等給食への交付に加えて、令和2年5月より食事提供団体（こども食堂）を対象に追加し、食育の一環としてごはん食の推進に取り組むこども食堂等を支援しています。</p> <p>3 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、こども食堂に集まりにくい中、経済的に困難な家庭に食材を届けることを通じて、家庭の状況を把握し見守っていく「こども宅食」の取組がひろがっています。このため、令和3年2月より食育に取り組む食材提供団体（こども宅食）を交付の対象に追加しています。</p>
2 食事提供団体(子ども食堂等)		
①	<p>取組内容 「こども食堂」（食事提供団体）の取組内容とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>1 無償交付の対象に追加した「こども食堂」は、政府備蓄米を活用して、こども食堂でこども達にごはん食の提供を行う取組をいいます。（フードバンクがこども達にごはん食の提供を行う取組も対象になります。）</p> <p>2 「こども食堂」における食育の取組は、小中学校での米飯給食と同様に、ごはん食の重要性等について、こども達に対面でわかりやすく伝えていただくことが必要です。</p> <p>3 これらの「こども食堂」や「フードバンク」については、交付申請者としての要件を満たした上で、かつ食育を推進する観点から、自ら炊飯したごはんをこども達に提供する取組であれば、交付の対象になります。なお、こども食堂の外で一旦炊飯したごはんをこども食堂の建物内で提供する場合も対象になります。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症への対策として、学校給食での会話等を控える地域も見られ、こども食堂でも対面での食事提供から弁当配布に変更している地域もあるため、弁当配布の取組に関しても、食育の取組を行うことにより、交付対象としています。</p> <p>5 政府備蓄米を炊飯せずにそのまま子育て家庭に配布する取組は、食材の配付を行う「食材提供団体（こども宅食）」としての申請が必要になりますので、御注意下さい。</p>
②	<p>上限数量 食事提供団体（こども食堂）の交付数量の上限を教えてください。</p>	<p>1 食事提供団体（こども食堂）における交付数量の上限は、1交付申請につき120kgです。</p> <p>2 交付申請数量は、開催予定等を踏まえ、「①こども1人の1食当たりの提供数量」に、「②1回当たりに提供するこどもの人数」と「③提供回数」を乗じて算出して下さい。</p>

③	<p>使用報告</p> <p>政府備蓄米を使用した後、いつまでに報告を行うのでしょうか。</p>	<p>交付を受けた翌年度の4月末までに、使用報告書（様式8-3号-①）とともに、以下の資料を提出して下さい。 （別添資料）</p> <p>① 月別使用報告書 ② 写真（取組内容がわかるもの：食事の準備や提供会場の様子など） ③ 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの） ④ 食育に用いた資料（使用した代表的なもの）</p> <p>なお、追加申請を行う場合は、上記期限に関わらず、追加申請を行うまでに使用報告を行う必要がありますので、御注意願います。（政府備蓄米の使用が完了してから1年以上使用報告行っていない場合、新たな交付申請を受理できない場合があります。）</p>
④	<p>未使用報告</p> <p>使用計画どおりに、ごはんの提供（お弁当含む）が実施できなくなった場合は、何を報告すればよいのでしょうか。</p>	<p>1 使用計画どおり、ごはんの提供が実施できずに、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、計画どおり実施できなくなった理由、未使用交付数量等を、未使用報告書（様式8-5号）に記載し、提出して下さい。</p> <p>2 未使用の理由が、やむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したとして扱います。また未使用分について、ごはんの提供用として適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。</p>
<p>3 食料提供団体(子ども宅食)</p>		
①	<p>取組内容</p> <p>「子ども宅食」（食料提供団体）の取組内容は、どのようなのでしょうか。</p>	<p>1 無償交付の対象に追加した「子ども宅食」は、政府備蓄米を活用して、子育て家庭にお米と他の食料を配付する取組（弁当を含むことも可）をいいます。「子ども宅食」は、経済的困窮、養育困難、地域からの孤立等の課題を抱える子育て家庭に対し、定期的な食料配付による生活支援をしながら、見守りを行い、必要な場合は支援サービス等につなげる活動です。</p> <p>2 「子ども宅食」では、子育て家庭に食料配付を行う際に、こどもにごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなどを配付いただくことが必要です。これは、子育て家庭において、炊いたごはんを食べつつ、ごはん食の重要性などをこどもに伝える食育の活動を行うことにつながります。</p> <p>3 「子ども宅食」の交付対象者の要件は、都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を元に活動している団体又は公的支援を受けている団体であり、また、既に子育て家庭に直接、食事又は食料の提供を行っている団体であることが必要です。</p> <p>4 こども食堂やフードバンクの名称でありながら、食堂等で食事提供を行う取組ではなく、子育て家庭に直接食料の配付を行う取組の場合、食料提供団体の要件を満たせば、交付対象になります。</p> <p>5 食事提供団体（こども食堂）は、本来、集会所や飲食店等に集まったこどもに、食事の提供を行う取組であることから、基本的に食料提供団体（子ども宅食）の交付対象となりません。また、子育て家庭に直接配付しない場合や、配付先を持たずに単に無作為に食料を配布する場合は、対象になりませんので、御注意願います。</p>

②	上限数量	食材提供団体（こども宅食）の交付数量の上限を教えてください。	食材提供団体（こども宅食）における交付数量の上限は、1交付申請につき450kgです。 なお、交付された政府備蓄米を全て使用し、その使用報告書を提出していただければ、追加申請していただくことができます。
③	配送	食材提供団体（こども宅食）の政府備蓄米の配送は、申請した数量がまとめて一度に配送されるのでしょうか。	1 政府備蓄米は、倉庫の管理事業者から配送業者を經由して配送しています。通常は申請いただいた数量をまとめてお送りしていますが、交付数量が300kgを超える場合は、やむを得ず複数回に分けてお送りすることもありますので、予めご了承ください。 2 交付申請書類に掲載された場所に配送しますので、申請書は誤りや変更がないように記載して下さい。
④	食育の取組	食育の取組として、配付する食材に食育につながる資料を同封しようと思いますが、毎回、資料を同封する必要がありますか。	食育の取組として、配布する食材に食育につながる資料を同封される場合、交付された政府備蓄米を使い切るまでに同一の配付先に少なくとも1回以上同封いただくようお願いします。 なお、食育につながる資料は、農林水産省のHPにも掲載していますので、必要に応じてご活用ください。 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html#syokuiku
⑤	使用報告	政府備蓄米を使用した後、いつまでに報告を行うのでしょうか。	交付を受けた翌年度の4月末までに、使用報告書（様式8-3号②）とともに、以下の資料を提出して下さい。 （別添資料） ① 月別使用報告書 ② 写真（取組内容がわかるもの：食材の仕分け作業や配付会場の様子などを添付する。なお、他の食材と合わせて弁当を配付した場合は、弁当を配付している様子などを添付する。） ③ 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの） ④ 食育に用いた資料（使用した代表的なもの） なお、追加申請を行う場合は、上記期限に関わらず、追加申請を行うまでに使用報告が必要になりますので、御注意願います。
⑥	未使用報告	使用計画どおりに、食材提供が実施できなくなった場合は、何を報告すればよいのでしょうか。	1 使用計画どおり、食材配布が実施できず、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、計画どおり実施できなくなった理由、未使用数量等を未使用報告書（様式8-5号）に記載し、提出して下さい。 2 未使用の理由が、やむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したものとして扱います。また、未使用分が、食材配布用として適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。
4 共通			
①	申請受付	交付申請の受付期間と提出先を教えてください。	1 交付申請は四半期毎に受付を行います。 2 交付申請書は、農林水産省穀物課消費流通第1班（TEL03-3502-7950）あてに郵送またはメールにより提出して下さい。 ※交付申請書提出先 郵送の場合：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省穀物課消費流通第1班 宛 メールの場合：syokuiku_gohan@maff.go.jp 3 様式については、以下のホームページに掲載していますので、ダウンロードいただき、使用下さい。 農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html

②	交付申請1	「こども食堂」と「こども宅食」の両方に取り組んでいる場合、両方申請することはできますか。	同一団体であっても、こども食堂とこども宅食の両方に取り組んでいる場合は、それぞれで交付申請することが可能です。 なお、交付された備蓄米は、それぞれの用途に使用いただく必要があります。（流用はお控え下さい。）
③	交付申請2	学習支援に関する取組を行う団体（学童保育や学習塾、フリースクール等）の取組の中で食事や食材を提供する場合、交付の対象になりますか。	学習支援に関する取組を行う団体（学童保育や学習塾、フリースクール等）の活動の中で、「給食」や「おやつ」として、食事や食材の提供を行う取組は、原則交付の対象外となります。 なお、当該団体の活動が「児童の見守り」や「子育て支援」を目的とした委託を受け、市区町村等と連携し、学習支援とともに食事・食材支援を行っている場合は、交付の対象となります。
④	交付申請3	社会福祉協議会も交付の対象になりますか。	社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体が、食育を目的としてこどもに食事の提供を行う場合又は子育て家庭に食材の提供を行う場合で交付要件を満たす取組みは、交付の対象となります。
⑤	交付申請4	交付申請書・使用報告書の受付先を教えてください。 また、都道府県を超えて活動する場合はどこに提出するのですか。	令和6年1月（令和5年度第4四半期）から交付申請書・使用報告書は、地方農政局等（北海道は北海道農政事務所業務管理課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局生産振興課及び都道府県にあつては、地方農政局生産振興課）で受付しています。また、令和5年度までに交付決定を受けた団体は、引き続き農林水産省穀物課へ提出することができます。 なお、都道府県を超えて、広域的に活動される団体の場合は、農林水産省穀物課へ提出して下さい。
⑥	申請簡素化1	過去に交付決定を受けたことがある場合、新たに申請を行う際に提出を省略できる書類はありますか。	過去に本交付要領に基づく交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、「スタッフの名簿」の添付が省略可能です。省略する場合にはその旨を申請様式（様式2号一別紙4-①及び②）に記載して下さい。
⑦	申請簡素化2	交付申請書を簡素化した内容を教えてください。	交付申請書において、①団体種別及び公的機関及び他団体との関わり欄をチェック方式に変更、②団体のホームページアドレス欄を削除、③添付を省略できる場合を明記し、年度内に複数回の申請を行う場合、前回の使用報告が適正に報告されており、交付申請時にその内容に変更がない場合は【食事提供団体】①スタッフ名簿②食事提供を行う部屋の写真③開催案内④食育の取組の内容が分かるもの【食材提供団体】①スタッフ名簿②開催案内③食育の取組に用いた資料④米と他の食材の写真を省略できます。
⑧	年産	政府備蓄米は、何年産のお米ですか。	こども食堂等にお渡しする備蓄米は、直近の年産のお米です。 政府備蓄米は、国が委託管理している事業者の備蓄倉庫で、鮮度を保った状態（温度15度以下、湿度60%）で備蓄されています。
⑨	形態	玄米と精米ではどのような違いがありますか。	一般に販売されるまでのお米は、玄米で保管されており、さらに低温保管することにより、一定の期間、品質を維持するとされています。 精米は玄米をとう精することにより、中身の白米部分が直接空気に触れ酸化し、風味が落ちてしまうため、早めに消費するのが良いとされています。玄米か精米の選択に際し参考として下さい。 なお、玄米は、玄米として食する想定で調製されている訳ではありませんので、必ず精米のうえ提供するようにしてください。
⑩	配送1	無償交付の政府備蓄米は、どのような形で配送されますか。	1 政府備蓄米の保管・管理を委託している受託事業者が指定した倉庫から、30kg単位で配送されます。（玄米の場合は30kgの紙袋、精米の場合は10kgの袋×3を最小単位として配送。） 2 国が費用を負担し、政府備蓄米の保管倉庫から、交付決定者から指定のあった住所に配送します。 3 交付申請時に玄米か精米のどちらの交付を希望するか記載下さい。
⑪	配送2	交付申請から配送までにかかる期間を教えてください。	政府備蓄米をお届けできるまでに、申請書類を審査し、交付決定の上、保管倉庫からの出庫・集配手続きを行うこととなります。 申請書類の審査後、1ヶ月程度で配送していますが、申請件数や申請書の内容確認のやり取りにかかる時間によっては、1ヶ月以上の期間を要することもありますので、御理解願います。

⑫	配送 3	<p>交付決定後に配送先の変更や、配送日時 の指定はできるのでしょうか。また、8～ 9月は配送してもらえないのでしょうか。</p>	<p>1 交付決定の通知後、倉庫業者に連絡の上、配送業者との調整を行うため、交付決定以降の配送先の変更はできません。このため、交付申請書の提出の際は、予め配付先住所をよく確認の上、申請書の提出をお願いします。配送日についても、同様に調整の上で決定しているため、指定はできません。</p> <p>2 配送に関するお問い合わせがある場合、農林水産省穀物課あてに御連絡願います。倉庫業者及び配送業者への直接の問合せはお控えいただき、配送先に不在通知が届いた場合は、配送業者と直接連絡の上、調整をお願いします。</p> <p>3 8～9月の配送は、夏季の気温上昇により低温保管していた備蓄米の袋内に結露が生じ、カビ等の発生による品質劣化等のおそれがあるため控えています。なお、8～9月に必要な場合は第1四半期での申請をご検討ください。</p>
⑬	配送 4	<p>複数の団体が交付決定を受けた政府備蓄 米を1つの団体がまとめて受け取ることは できますか。</p>	<p>政府備蓄米は、交付決定者である食事提供団体又は食材提供団体がお受け取り下さい。 なお、子ども食堂等の開催場所が公共施設（学校や集会所等）の場合などのため、受け取りが難しい場合は農林水産省穀物課まで御相談願います。</p>
⑭	資料の 保管	<p>5年間保管しなければならない使用報告 書に記載した内容の根拠資料とは、どのよ うなものでしょうか。</p>	<p>交付申請書の使用計画に記載された以下の内容が確認できる資料になります。 【食事提供団体】使用計画に記載された食事提供内容（①提供者リスト②受払簿③開催日時場所が確認できるもの） 【食材提供団体】使用計画に記載された食材提供内容（①提供者リスト②受払簿③開催日時場所が確認できるもの） 5年間保存の理由は、提出された交付申請書及び使用報告書は行政文書として、文書管理規程に基づき5年間保存されるためです。このため、同じ期間保存いただき、確認が必要な場合に示すことができるようにしてください。</p>
⑮	使用 報告等	<p>使用報告書は何処に提出するのでしょうか。 また、内容確認等は何処が行うので しょうか。</p>	<p>政府備蓄米の交付を受けた場合は、必ず翌年4月末日までに交付申請書を提出したところ（農産局穀物課または各地方農政局等）に使用報告書を提出してください。 なお、使用報告の内容は、農林水産省の代わりに当該事業の提出書類の確認業務及び使用確認調査等を第三者機関が行う場合、必要な範囲内において提供・利用する場合があります。</p>
⑯	使用確 認等調 査	<p>使用確認等調査とは、どのような調査です か。</p>	<p>農林水産省の代わりに第三期機関が、子ども食堂等に対して無償交付された政府備蓄米の使用状況等を確認するための調査です。 適宜、市区町村等と連携しながら調査が行われます。</p>
⑰	使用報 告及び 使用確 認調査	<p>第三者機関に提供される申請者情報の扱い を教えてください。</p>	<p>農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認調査以外には使用しません。 なお、農林水産省に代わり当該事業の提出書類の確認業務及び使用確認調査等を行うため、第三機関に必要な範囲内において提供・利用する場合があります。</p>
⑱	違反	<p>交付された政府備蓄米を食育用以外に使 用した場合の罰則はありますか。</p>	<p>交付された政府備蓄米を食育用以外の他の用途に使用するなど、交付要領違反があった場合は、その数量に見合う米の相当額についての徴収金及び加算金を徴収する場合がありますため、その旨、御留意下さい。</p>
⑲	押印	<p>政府備蓄米の交付申請や使用報告におい て、押印は必要ですか。</p>	<p>押印は不要です。また、書類の提出は、郵送だけでなくメールでも受け付けています。</p>
⑳	公表	<p>交付決定後の公表は、どのように行われ ますか。</p>	<p>交付決定を行う度に「交付決定した団体名」、「当該団体の所在する都道府県名」「交付決定数量」を農林水産省のホームページに掲載しています。なお、政府備蓄米を受け取った子育て家庭の情報を公表するものではありません。</p>

5 拡充支援

①	追加申請 1	年度内における申請回数に上限はありますか。	年度内の申請回数に上限はありません。
②	追加申請 2	複数の地域で活動する団体のうち、一部の地域が過去に交付された政府備蓄米の全量を使用した場合、その一部の地域だけで追加の交付申請ができますか。	一部の地域だけで追加の交付申請を行うことが可能です。
③	追加申請 3	追加の交付申請を行う団体は、政府備蓄米の使用後、使用報告書をいつまでに提出すればよいでしょうか。	追加の交付申請を行うまでに使用報告書を提出して下さい。 また、年度内に追加の申請を行わない場合は、これまでどおり、交付を受けた翌年度の4月末までに農林水産省へ使用報告書を提出して下さい。
④	複数地域	複数の地域で活動する場合どのように申請を行えばよいでしょうか。	複数の地域で活動する団体の場合、支部毎に団体名で申請下さい。
⑤	活動単位での申請	同一団体であっても活動実態が異なる場合には活動単位での申請が可能とのことですが、支部単位での申請のほか、どのような単位が考えられるのでしょうか。	支部単位のほか、グループに分かれ、それぞれの配布地域や配付対象（小学生と中学生世帯など）が分けられ、各グループの体制が整備されている場合が考えられます。
6 中間団体			
①	申請手続き	中間団体を經由した交付申請及び使用報告の流れについて教えてください。	1 交付申請については、中間団体は、各子ども食堂等の申請を取り継ぎ、各子ども食堂等に代わって交付申請書を取りまとめて提出してください。 2 使用報告については、中間団体が各子ども食堂等を取りまとめて交付申請した場合については、中間団体が各子ども食堂等の使用報告書を取りまとめて提出してください。 3 なお、申請及び報告内容について、必要に応じて各子ども食堂等に問い合わせをさせていただく場合があります。
②	管理責任	中間団体を經由して交付申請した政府備蓄米の管理責任は誰が負うのでしょうか。	交付決定者は子ども食堂等となり、政府備蓄米は直接子ども食堂等あてに配送されます。このため、到着後の政府備蓄米の管理責任は子ども食堂等において発生します。